

三田市公益目的通報者保護条例及び職員倫理条例など31議案可決

9月定例会のあらまし

9月定例会は、8月28日から9月15日まで19日間の会期で開かれました。9月定例会では、市長から平成17年度市民病院事業会計並びに水道事業会計の決算認定2件をはじめ、補正予算案件5件、条例案件12件、事件決議案件8件、専決処分報告案件3件の合計30議案が提出され、それぞれ所管の常任委員会に付託し、11日、12日に委員会審査を行いました。

本会議第4日(15日)には、30件について各常任委員長から付託議案の審査結果報告があり、採決が行われ、いずれの議案も可決、認定、承認しました。

同日、人事案件1件が市長より追加提出され、原案のとおり同意しました。また選挙管理委員会委員・補充員の選挙を行いました。請願1件については、継続審査としました。

また同日、本年2月21日設置された三田地域振興株式会社の管理運営等調査特別委員会(百条委員会)の調査結果について、委員長より報告がありました。

(7・8面に調査結果報告の概要を掲載)
一般質問は、本会議第2日及び第3日に行なわれ、11名の議員が市政全般にわたって疑問点などを聞きました。(4～6面に質問の概要を掲載)

決算認定

企業会計決算の概要

平成17年度は、市民病院の使命である急性期診療を担う地域の中核病院としての機能充実に向けて取組み

ました。なかでも市民ニーズの高い救急医療部門について、体制の充実が大幅に改善しました。加えて、脳卒中センターの開設や循環器科の充実を進め、ガン治療とともに3大成人病治療の体制もほぼ整うなど、市民の安全・安心の確保に努めました。一方、経営健全化の取組み

によって、入院収益では、急性期入院加算の取得をはじめ、病診連携による紹介患者の確保を行い、患者数は前年度に比べ5,115人の増加、収益は4億8,630万円の増となりました。

また外来収益では、かかりつけ医の奨励などにより患者数は前年度に比べ10,991人減少しましたが、収益は2,710万円の増となりました。

費用では、診療に要した材料費、経費などが増加したため、5億4,790万円の純損失となり、大幅な収支改善には至りませんでした。前年度に比べ赤字額が若干減少しました。

資本的収支では、老朽化した医療機器の更新や施設の修繕などにより2億9,320万円の収支不足となりましたが、この不足額は損益勘定留保資金で補てんされています。

水道事業会計

平成12年度から着手した第9次拡張計画に基づき、未給水区域の解消を図るため、前年度に引き続き大川瀬地区を中心に事業を実施しました。

決算の内容では、収益的収支で、給水人口は減少しましたが、有収水量の増などにより4,942万円の純利益を計上しました。また、資本的収支では、改良事業の実施や企業債の償還などにより4億917万円の収支不足となりましたが、この不足額は当該年度消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補てんされています。

そのほか、前年度に引き続き企業債の金利負担の軽減を図るため、企業債の借換

II 委員会の審査報告からII

公営企業会計決算認定2件は、生活環境常任委員会に付託し、委員会審査を行いました。

まず、病院会計審査の中で、委員から経営の指標である医療収支比率が93.4%となっているが、今後の見通しについて説明を求めたところ、現在病院の赤字額が5億円を超えているが、これを3億円程度に削減しないと、これから予測される大規模修繕や高度医療機器の買替えに対応する資金の確保が困難となり、安定的運営が難しいとの回答がありました。このほか、病床利用率向上の取組み、医師の確保、一般会計からの繰入状況、入院患者・外来患者の増減理由、医師・看護師の意識改革などについて当局を質しました。

次に、水道会計審査の中で、委員から水需要が伸び悩む中、財政の硬直化の要因である県水受水協定量・日量39,200トンの見直しができるのか説明を求めたところ、平成20年度に料金改定が予定されており、若干の単価引下げは期待できるが、協定量の変更は全県下的な問題でもあり、極めて難しいとの回答でした。これに対し、各委員からは人口の伸びが見込めない今、水道財政の健全化、また、将来の市民に負担を転嫁しないためにも、現在の協定量の見直しが図れるように、市長を先頭に県に対して要望するよう意見がありました。

補正予算

一般会計では、公益目的通報者保護条例及び職員倫理条例の施行に伴う経費として184万円、自動体外式除細動器(AED)設置事業費67万円、7月の梅雨豪雨による山腹崩壊箇所の治山事業費1,700万円、民間開発団体内水道認定事業費360万円及び認定市道の崩落防止工事費1,500万円、精神障害者小規模作業所運営補助440万円、公共下水道区域変更に伴う賠償金60万円など、新規事業費で4,409万円、行革実施による職員被服費と費減額など事業費の変動により987万円、合わせて5,396万円の増額補正を行うものです。

特別会計では、国民健康保険事業会計で、10月より制度が新設される保険財政安定化事業への拠出金など2億9,438万円、老人保健医療事業会計で、過年度収入精算返納金など370万円、介護保険事業会計で、過年度収入精算返納金2,277万円を、また、企業会計では、水道事業会計で、北摂三田ニュータウン拡張事業費など6,989万円をそれぞれ増額補正するものです。

条例案件

本市のコンプライアンス推進体制を確立するため制定する「三田市公益目的通報者保護条例」及び「三田市職員

倫理条例」。19年6月30日をもって、三田市民会館の一般への供用を廃止することに伴う「三田市民会館条例を廃止する条例」。

有馬富士自然学習センターの管理を指定管理者に行わせ、あわせて、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるため改正する「三田市立有馬富士自然学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」。

本年10月1日から「ほたるがおか公園」ほか2公園の供用を開始することに伴い、所要の規定の整備を行うため改正する「三田市都市公園条例の一部を改正する条例」など計12件です。

事件決議

都市計画道路天神武庫が丘線築造工事請負契約の締結をはじめ市営住宅の明渡し並びに滞納家賃及び損害賠償を請求するため提起する「訴えの提起について」、市道路線の廃止及び認定など、計8件です。

専決処分

職員による収賄被疑事件に関し、市政の混乱を招いたことに対し、市長と助役、収入役の本年8月分の給与をそれぞれ減額するため改正した「特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例」をはじめ下水道事業会計及び水道事業会計において、高金利対策、高料金対策として借換債の許可があり、借換えにあたり早

人事案件

三田市公益目的通報者保護条例の制定に伴い、平成18年10月1日から新たに設置する三田市行政監察員に

土井憲三氏

を選任することに同意しました。

選管委員

定例会最終日の本会議で任期満了(9月25日付)となる選挙管理委員会委員並びに同補充員の選挙が行われ、次の方々が当選しました。(任期4年)

・選挙管理委員

中川 勝子氏
大西 勲氏
新谷 隆博氏
岡田 肇氏

・選挙管理委員補充員(順位順)

東郷 政昭氏
小松 英子氏
福本 妙子氏
野口 和子氏



決算認定とは？
予算がどのように使われて、どのような成果をあげたかを判定することで、予算議決権と対応する議会の大事な権限です。